都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県郡山土木事務所において閲覧できます。

令和四年六月二十八日

奈良県知事　荒　井　正　吾

一　許可番号

令和四年一月二十一日奈良県指令郡土第六二ー一三号

令和四年三月三十日奈良県指令郡土第六二ー一三ー一号

二　検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証　令和四年六月十七日郡土第六四九号

公共施設に関する工事の検査済証　令和四年六月十七日郡土第二三四号

三　開発区域又は工区に含まれる地域

大和郡山市西岡町一番二、一九八番三、一九八番五、一九八番六、一九八番七及び一九八番八

四　開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市中央区島之内一丁目一番一四号　三和ビル三一〇号室

株式会社ＺＥＶ・ＣＯＲＰＯＲＡＴＩＯＮ　代表取締役　辻得夫

五　公共施設の種類、位置及び区域

道路　大和郡山市西岡町一番二及び一九八番三

下水道　大和郡山市西岡町一番二及び一九八番三の各一部